



あなたの作品を 展示しませんか

展示作品を募集しますので、日頃の文化活動の発表の場としてご利用ください。

展 示 期 間 令和8年1月から3月までのうち1か月間

※展示期間には、準備・撤去日を含む ※使用者は1か月につき1個人（1団体）、
令和7年度内（4月～3月）で1か月または1回の利用に限る（複数回の利用不可）

展 示 場 所 東区役所1階 会議室前壁面

展示できる作品 ピクチャーレールで展示できる、絵画・書・写真・版画・俳句等の創作作品
（団体などの活動紹介も可）

※吊り下げて展示できない作品や、壁面からはみだすものは不可

※展示作品1点の重さは15kgまで（ピクチャーレールは18本まで貸与）

※営利目的や宗教・政治及び選挙活動に係るもの、特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの、
公序良俗に反するもの、その他市が不適切と判断する内容が含まれるものは不可

使用できる方 東区内に在住・通勤・通学している個人、区内で活動している団体

※応募者多数の場合、抽選にて使用者を決定します（詳細は裏面参照）

使 用 料 無料 ※作品の搬入・搬出および展示にかかる費用は使用者の負担

申 し 込 み 令和7年11月5日（水）から12月3日（水）までに東区地域課 産業文化振興室へ使用申込書を提出（郵送・メール可）

※使用申込書は、下記窓口で配布するほか東区ホームページからダウンロードいただけます

※メールの場合、件名「東区ギャラリー使用申込み」として送付ください

そ の 他 注意（承諾）事項は、裏面の内容を必ずご確認ください。

※全ての事項に承諾いただけない場合、応募の受付ができません

HPはこちらから



注意（承諾）事項 等

注意（承諾）事項

・市は、展示中の作品の汚損、盗難、事故等についての責任は一切負いません。 作品保全や事故のための必要な保険等は、使用者が予め対応してください。
・施設管理の都合により、展示決定後に展示期間の短縮等をお願いする場合があります。 その場合は、市からのお願いに必ず対応してください。
・展示物の設置、撤去の作業は使用者の責において、使用者にて行ってください。 作業の際は、他の館内利用者の安全を確保したうえで行ってください。
・作品展示（装飾含む）は、壁や天井への釘打ち、粘着テープ等による貼り付け（直接工作）、床置きによる展示はできません。 ※必ず、備え付けのピクチャーレール（18本以内）を使用し、展示作品1点の重さは15kg以内で展示してください。
・施設の破損や汚損があった場合は、東区地域課と相談の上、使用者の責において原状回復を行ってください。
・営利目的や宗教・政治及び選挙活動に係るもの、特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの、公序良俗に反するもの、その他市が不適切と判断する内容が含まれるものの展示はできません。
・著作権・肖像権の問題や、盗作・類似作品等を含め問題が生じないよう使用者の責任において留意するとともに、当該事案に関する訴訟等には市は一切関知しません。
・展示作品について、区だよりや市ホームページ、東区公式Instagram等に掲載する場合があります。
・注意（承諾）事項を守らないなど、本ギャラリーの運営に支障をきたす使用者がいた場合、東区ギャラリーを閉鎖することがあります。

使用希望月が重複した場合の抽選方法について

① 「第1希望月」に重複がない使用申込者 ・希望通りに「使用者」として決定します。
② 「第1希望月」に重複がある（応募者多数）の使用申込者 ◆以下の方法により抽選にて使用者を決定します◆ A：表計算ソフトのランダム関数により降順で申込（重複）者の決定順を決定 B：Aの決定順に従い使用月を決定 （第3希望月まで全ての使用月が既に決定している場合は、使用月の決定ができないため、未決定とします。）

郵送・メールでの提出について

郵送の場合：【宛先】〒950-8709 新潟市東区下木戸1丁目4番1号 新潟市東区役所 地域課 産業文化振興室
メールの場合：【宛先】 chiiki.e@city.niigata.lg.jp （件名は「東区ギャラリー使用申込み」）